

## 2025年大阪・関西万博推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 大阪・関西万博の成功のため、開催主体である国の要請のもと、博覧会協会と連携しながら、知事・市長の指揮・命令により、府市の各部局や区役所が主体的に自らが有する機能をフルに発揮し、迅速・的確に取組みを進め、万博の円滑な開催を支援することを目的として、推進本部を設置することとする。

### (組織)

第2条 本部は、知事を本部長、市長を本部長代行、副知事、副市長を副本部長とし、別表(1)に掲げる府・市の部局長・区長を本部員として組織する。

### (所掌事務)

第3条 本部は、上記に掲げる目的を達成するため、次の事項をおこなう。

- (1) 2025年日本国際博覧会の推進に関すること
- (2) その他、目的を達成するために必要なこと

### (会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長代行は、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 3 副本部長は、本部長、本部長代进行を補佐する。
- 4 本部長は、本部の目的を達成するため必要があると認めるときは、専門家、学識経験を有する者等に対し、会議への出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置き、必要に応じて開催する。

- 2 幹事会は別表(2)で掲げる総務課長等を幹事として組織し、上記に掲げる所掌事務に関する連絡調整等を行うものとする。

### (専門部会)

第6条 府・市の関係部局が一体的かつ主体的に取組みを進めるための専門部会を必要に応じて設置する。

- 2 専門部会での検討・協議等のとりまとめ、進捗管理を行うため、部会長(副部会長)を置くこととする。
- 3 専門部会の中に、必要に応じてWGを設置することができる。また、WGにはリーダーを置くことができる。

### (事務局)

第7条 本部の事務局は、大阪府・大阪市万博推進局に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長と本部長代行が協議して別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。